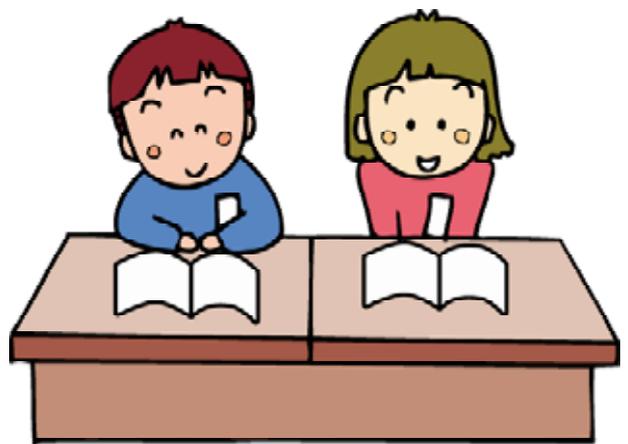


資 料 編



副学籍による交流教育実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市立特別支援学校（以下「在籍校」）に在籍する児童生徒が、居住する地域の横浜市立小学校・中学校（以下「副学籍校」）において、副学籍による交流教育を実施するために必要な手続き等を定めるものである。

(副学籍の定義)

第2条 副学籍とは、ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進する観点から、特別支援学校の児童生徒と小学校・中学校の児童生徒と一緒に学ぶ機会の拡大を図るとともに、特別支援学校の児童生徒に対する必要な教育的支援を居住地の学校においても行うための仕組みである。

(副学籍による交流教育の目的)

第3条 副学籍による交流教育は、在籍校の児童生徒と副学籍校の児童生徒が共に学び育つことができる体制づくりを進め、仲間意識を育てることを目的とする。

在籍校の児童生徒には、居住する地域の学校において指導を受けることを通して、社会で自立できる力を育むとともに、地域との関係をより深めることをめざす。

副学籍校の児童生徒には、特別支援学校の児童生徒と一緒に学ぶことにより、心のバリアフリーを育むことをめざす。

(申請)

第4条 在籍校は、副学籍による交流教育について保護者に説明し、交流についての希望があるときは、教育委員会に対し、副学籍校の指定について申請する。

(指定)

第5条 教育委員会は、在籍校から申請があったときは、速やかに副学籍校を指定し、在籍校・副学籍校・保護者に通知する。

(計画)

第6条 副学籍による交流教育実施にあたっては、在籍校と副学籍校の連携のもとに検討し、計画を作成する。計画作成にあたっては、当該児童生徒の教育的ニーズに沿ったものになるよう努めるとともに、通学や介助の方法・教材教具等の準備等についても十分に検討する。また、副学籍校は、対象児童生徒のため、机・いす等の備品について可能な限り配慮するものとする。

(安全面の配慮)

第7条 日頃から在籍校と副学籍校の連絡を緊密に行い、児童生徒の健康安全面及び施設設備面の安全確保に十分留意する。

(公簿等の扱い)

第8条 公簿等への必要事項の記載は、副学籍校との連携を密にしながら在籍校において行うものとする。

(報告書の作成)

第9条 在籍校と副学籍校は、年度末に、交流教育計画書に記載した目標の達成状況、実施内容、実施体制等について評価を行い、実施報告書を作成し、教育委員会に提出する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、副学籍による交流教育実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

副学籍による交流教育実施要領

1 目的

この実施要領は、副学籍による交流教育実施要綱に基づき、横浜市立特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住する地域の横浜市立小学校・中学校において、「副学籍による交流教育」を実施するために必要な事項を定めるものである。

2 対象者

横浜市立特別支援学校（以下「在籍校」）小学部・中学部に在籍する児童生徒のうち、居住する地域の横浜市立小学校・中学校（以下「副学籍校」）における交流教育の実施を保護者が希望する者（以下「交流児童生徒」）とする。

3 副学籍校の指定

副学籍校の指定は年度毎に行うものとする。

(1) 保護者への周知

在籍校は、児童生徒の保護者に対し、案内リーフレット等を活用し、在籍校として、副学籍による交流教育に関する実施計画について説明する。

(2) 申請

「副学籍による交流教育」を希望する保護者は、在籍校にその旨を連絡する。

在籍校は、「副学籍による交流教育」を希望する児童生徒について、1号様式により教育委員会に申請する。

(3) 副学籍校の指定

ア 教育委員会は、在籍校からの申請に基づき、「副学籍による交流教育」を希望する児童生徒の居住する地域の小学校・中学校を副学籍校として指定する。

イ 教育委員会は、2号様式により、指定する副学籍校長に通知するとともに、3号様式により、在籍校長へ通知する。また、4号様式により、在籍校長を通して保護者に副学籍校を通知する。

4 実施計画の立案

(1) 在籍校は、「副学籍による交流教育」を在籍校の教育課程の中に位置づける。

(2) 在籍校は、「個別の教育支援計画」をもとに、交流児童生徒に関する交流目標、交流内容や方法、副学籍校に伝える配慮事項などを保護者と確認する。

(3) 在籍校と副学籍校は連絡をとりあい、副学籍による交流教育に関する年間計画を立案する。

立案にあたっては、交流教育が在籍校の年間指導計画に位置づけられることを踏まえ、他の指導計画との連続性が保てるものとなるように十分検討するとともに、副学籍校の児童生徒に関する意義や目標についても確認する。

(4) 在籍校は、「副学籍による交流教育計画書」5号様式を作成し、教育委員会に送付する。

(5) 交流教育の計画は、必要に応じて随時見直しを行う。

5 引率等

(1) 交流児童生徒の副学籍校への登下校は、保護者の責任のもとに行うこととする。

(2) 「副学籍による交流教育」は、在籍校の教育課程に基づいて実施するものであり、在籍校の

教員が引率()することを原則とする。在籍校の教員が引率できない場合は、保護者が付添いを行うこととする。ただし、交流児童生徒の状態によっては、教育上の見地から、在籍校・副学籍校及び保護者の了解のもとに、引率を行わずに交流教育を実施することも認められるものとする。

()この項における「引率」とは、副学籍校内における交流児童生徒への指導をいう。

6 副学籍校の配慮事項

副学籍校は、在籍校と連携し、交流児童生徒の障害の特性等について理解するとともに、必要な配慮を行うように努める。

(1) 安全面の配慮

交流児童生徒の障害の状態を理解した上で、施設設備上の安全確保に十分留意する。

(2) 学習面での配慮

ア 机、椅子、ロッカー、靴箱等の備品については、可能な範囲で用意する。

イ 教科書は、一時的な貸与などについて検討するが、購入する必要がある場合には、保護者負担とする。学習プリント、配布資料については、交流児童生徒についても用意する。

ウ 座席の位置、学習への参加方法、必要な支援については、在籍校と相談して可能な配慮を行う。

(3) その他

ア 交流児童生徒の出席状況等について適切に記録する。出席の記録書式例参照

イ 給食交流を行う場合、給食実費は保護者負担とする。

ウ その他の交流児童生徒に対する必要な配慮について検討する。

7 評価

(1) 随時の評価

在籍校と副学籍校は、随時連絡をとりあい、両校及び交流児童生徒の保護者との間で、交流児童生徒の様子、交流教育の実施状況等について共有するように努める。

(2) 年度末における評価

在籍校と副学籍校は、年度末に、「副学籍による交流教育計画書」5号様式に基づき、交流の状況について振り返り、交流児童生徒及び副学籍校児童生徒の目標達成状況、交流内容、実施体制等について評価を行う。

在籍校は、副学籍校との話し合いに基づき、「副学籍による交流教育実施報告書」6号様式を作成し、教育委員会に提出する。

学習指導要録については、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に副学籍校名及び必要な内容を記載する。

8 その他

「副学籍による交流教育」の実施に際しては、本要領の他、教育委員会が作成する「副学籍による交流教育実施の手引き」によるものとする。

附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

第 号
平成 年 月 日

(副学籍を置く学校長あて)

横浜市教育委員会

副学籍校の指定について(通知)

横浜市立特別支援学校に在籍する次の児童生徒について、貴校を副学籍校として指定いたします。

つきましては、副学籍による交流教育にお取り組みいただきますよう、お願いいたします。

記

- 1 児童生徒氏名
- 2 在籍校・学年

問合せ先：教育委員会特別支援教育課
電話 6 7 1 - 3 9 5 8

第 号
平成 年 月 日

(在籍学校長あて)

横浜市教育委員会

副学籍校の指定について(通知)

この度、貴校に在籍し、副学籍による交流教育を希望する児童生徒の「副学籍校」の指定について、次の通り決定いたしましたのでご連絡いたします。

つきましては、今後、保護者及び副学籍を置く学校との連携のもと、交流教育の推進にご協力ください。

なお、保護者あての別添「通知書(4号様式)」につきまして、学校からお渡しくださるよう併せてお願いいたします。

記

- 1 児童生徒氏名
- 2 副学籍校

問合せ先：教育委員会特別支援教育課
電話 6 7 1 - 3 9 5 8

第 号

平成 年 月 日

保護者 様

横浜市教育委員会

副学籍校の指定について（通知）

次の学校をお子さまの副学籍による交流教育実施校として指定いたします。

記

副 学 籍 校 名	
児 童 生 徒 氏 名	
学 年	
在 籍 校 名	

問合せ先：教育委員会特別支援教育課

電話 6 7 1 - 3 9 5 8

平成 年度 副学籍による交流教育計画書

平成 年 月 日

横浜市立_____特別支援学校

校長

作成日 年 月 日

1	交流児童生徒名		
2	学部 学年	学部	年
3	保護者名		
4	担当教諭		
5	副学籍校名		
6	副学籍校担当者名		
7	交流期間		
8	交流目標		(交流児童生徒の目標) (副学籍校児童生徒の目標)
9	交流内容	行事名	内 容
		授業名	内 容
10	交流方法	交流期間	年 月 ~ 年 月
		交流回時数	月 回数 又は 年 回、総時間 時間
		付き添い者	1 回目
		付き添い者	2 回目以降
11	評価の観点		(交流児童生徒の目標) 個別の教育支援計画の目標に基づく評価 (副学籍校児童生徒の目標)
12	配慮事項 ・ 指導面 ・ 移動面他		

特別支援教育課長

副学籍による交流教育実施報告書

平成 年度、副学籍による交流を実施した内容等について次のとおり報告いたします。

平成 年 月 日

横浜市立 特別支援学校

校長

1	交流児童生徒名			
2	学部	学年	学部	年
3	担当教諭			
4	副学籍校長名		学校	校長名
5	副学籍校担当者名		担当学年他 () 教諭名	
6	交流期間		年 月 ~	年 月
7	交流目標		(交流児童生徒の目標)	
			(副学籍校児童生徒の目標)	
8	交流内容	行事名	交流の様子	
		授業名	交流の様子	
9	交流方法	交流回数	行事交流回数 回	授業交流回数 回
		交流時間数	行事交流時間数 時間	交流時間数 時間
		付き添い者	担 任 回	保 護 者 回
			その他 回	
10	評価	(在籍校)		
		(副学籍校)		
11	取組の評価と課題	(在籍校)		
		(副学籍校)		

副学籍による 交流教育のご案内

横浜市では、特別支援学校で学ぶ子どもたちが、お住まいの地域の小・中学校の行事や学習などに参加する副学籍による交流教育の取組を行っています。

放課後も一緒に
遊ぼうね

地域のお祭りに
近所のお友だちと
いっしょに行ったよ



とても楽しかったよ

友だちがたくさん
できたよ

副学籍による交流教育の内容

お住まいの地域の小学校または中学校を、お子さんの「副学籍校」として指定します。

指定を受けると、「副学籍校」から学校だよりが届けられたり、お子さんが「副学籍校」の学校行事や授業に参加したりするなどの活動が行われます。

この取組は、お子さんが地域の子どもたちとふれあうことを通して、よりよい人間関係を育み、お子さんの活動の場を広げていくことを目的としています。

対象となるお子さん

市内に居住する市立特別支援学校の小学部・中学部で学ぶお子さん。

副学籍の申し込み方法

副学籍による交流教育を希望する場合は、ご意向を在籍する学校にお申し出ください。

なお、年度途中でも、随時お申し出を受け付けます。

横浜市教育委員会

問合わせ先

045-671-3958 FAX 045-663-1831 特別支援教育課

居住地校交流実施状況

平成18年10月1日現在

	小学部 実施人数 / 在籍数 (実施率)	中学部 実施人数 / 在籍数 (実施率)
盲学校 (1校)	8人 / 27人 (30%)	1人 / 14人 (7%)
ろう学校 (1校)	23人 / 36人 (64%)	3人 / 21人 (14%)
知的障害養護学校 (2校)	47人 / 140人 (34%)	22人 / 128人 (17%)
肢体不自由養護学校 (5校)	106人 / 210人 (50%)	22人 / 110人 (20%)
病弱養護学校 (1校)	3人 / 12人 (25%)	5人 / 13人 (38%)
計 (11校)	187人 / 425人 (44%)	53人 / 286人 (19%)



副学籍検討プロジェクト会議等における審議経過

回	実施月日	検討事項等	主な検討内容
第1回	平成17年 8月25日	(1)検討プロジェクト 設置要綱 ・委員長選出 (2)副学籍の概念につ いて	・市立盲・ろう・養護学校における居住地校交流実 施状況 ・副学籍の概念の確認 ・副学籍推進モデル事業計画の検討 ・推進プロジェクト会議開催スケジュールの決定
第2回	9月28日	(1)居住地校交流の成 果と課題 (2)推進モデル校事業	・居住地校交流の成果と課題について ・居住地校交流の実施事例報告 ・副学籍推進モデル事業実施に当たっての論点整理
第3回	11月15日	(1)副学籍推進モデル 事業実施状況(20校) (2)副学籍実施要綱 (骨子)について	・副学籍推進モデル事業実施状況の報告 ・モデル校の取組事例報告 ・副学籍の手順(流れ)イメージの検討 ・「副学籍実施要綱(骨子)」の検討 ・「副学籍実施の手引き」作成について
第4回	平成18年 3月28日	(1)副学籍推進モデル 事業実施状況 (2)副学籍実施要綱に ついて	・モデル校の取組事例報告 ・「副学籍実施要綱(骨子)」の検討 ・「副学籍による交流教育の手引き(素案)」検討 ・18年度実施計画の検討
	10月4日	【副学籍推進担当者連絡会】 (1)平成18年度居住地校交流の実施状況及び課題 (2)副学籍の実施に向けた取組、情報交換等	
	12月18日	【第4回盲・ろう・養護学校再編・整備等検討部会】 (1)副学籍検討プロジェクト会議検討経過の報告 (2)「副学籍実施要綱(案)」の説明 (3)「副学籍による交流教育推進の手引き(構成案)」の提示	
第5回	平成19年 2月2日	(1)「副学籍実施要綱 (案)」 (2)「副学籍による交 流教育実施の手引き」	・「副学籍実施要綱(案)」の検討 ・「副学籍による交流教育実施の手引き(案)」の検討
	2月20日	【第5回盲・ろう・養護学校再編・整備等検討部会】 (1)「副学籍実施要綱(案)」の検討 (2)「副学籍による交流教育実施の手引き(案)」の検討	

平成17・18年度 副学籍検討プロジェクト会議名簿

区 分	氏 名	所 属
学識経験者	細村 迪夫	元国立特殊教育総合研究所理事長
	関戸 英紀	横浜国立大学教育人間科学部助教授
学校関係者	古川 伸吉	横浜市立小学校長会副会長（横浜市立青木小学校長）
	武井 章*1	横浜市立中学校長会副会長（横浜市立緑が丘中学校長）
	芹田 公一*2	横浜市立中学校長会副会長（横浜市立大鳥中学校長）
	溝口 謙*1	横浜市立上菅田養護学校長
	吉田 雄二*2	横浜市立上菅田養護学校長
	齋藤 政和	横浜市立盲学校長
	郡 正文	横浜市立聾学校長
	村上 勝美	横浜市立本郷養護学校長
教育委員会 関係課長	金子 勝巳	教育政策課長
	河野 良雄	小中学校教育課長
	恒松 芳一	施設管理課長
	内野 良一	人権教育担当課長
	太田喜久男	特別支援教育相談課長
教育委員会 関係課指導主事	持丸 隆一	教育政策課指導主事
	小笠原慎一	小中学校教育課首席指導主事
	小林 靖	小中学校教育課指導主事
	高橋 正彦*1	高等学校教育課首席指導主事
	鈴木 英夫*2	高等学校教育課指導主事
	梶川 純	特別支援教育相談課指導主事
事務局	石川美枝子	特別支援教育課長
	樽山 京児*1	特別支援教育課担当係長
	吉利 雅夫*2	特別支援教育課担当係長
	佐竹 誠司	特別支援教育課主任指導主事
	齋藤 肇	特別支援教育課主任指導主事
	佐々木徳子	特別支援教育課指導主事
	鴨志田岳志	特別支援教育課指導主事
	宇佐美高司	特別支援教育課事務吏員

：委員長、 ：職務代理者、*1：17年度、*2：18年度

副学籍による交流教育実施の手引き

～共に育ち、共に学ぼう この横浜で

“交流教育”による共生社会の実現をめざして～

平成19年4月発行

編集・発行 横浜市教育委員会事務局特別支援教育課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話 045-671-3958

FAX 045-663-1831

<http://www.city.yokohama.jp/me/kyoiku/>

この手引きは、横浜市教育委員会のホームページでも閲覧できます。